

# 群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験 及び更新講習実施要領

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

## 第2章 排水設備工事責任技術者の試験及び登録

### (試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第1項第1号に規定する「これに相当する課程」とは、次に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工学科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) その他第1号から第3号までに相当するものとして協会長が認める課程

2 実施要綱第7条第1項第2号及び第3号に規定する「1年以上」及び「2年以上」の実務経験年数は、試験の受験申込日を基準として算定するものとする。

3 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (3) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (4) その他第1号から第3号までに準ずる者として、協会長が認める者

4 実施要綱第7条第2項第2号の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

### (試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、協会長に対し、協会長が定める期間内に、受験申込書に次に掲げる書類を添付して提出（送付も可。以下同じ。）しなければならない。

- (1) 実施要綱第7条に規定する受験資格を有することを証する書類（卒業証明書等）
- (2) 住民票の写し
- (3) 写 真
- (4) 受験手数料払込を証する書類

2 協会長は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえこれを受理するものとする。

3 協会長は、受験申込書を受理したときは、速やかに試験の受験申込者に受験票を送付するものとする。

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施は、試験等運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

2 試験は、受験者の利便等を考慮し、必要な場合、試験の会場を適宜分割して行うことができる。

(試験の採点及び合否の判定)

第5条 実施要綱第10条の試験の合否の判定は、試験の採点基準及び合否の判定基準を定めて行うものとする。

(合格者名簿の取扱い)

第6条 実施要綱第10条第2項に定める合格者名簿については、データベースを作成し、運用して差し支えない。

2 下水道管理者は、実施要綱第10条第2項により合格者名簿の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

(合格取消しの異議申立て)

第7条 実施要綱第11条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日以後2週間以内に協会長に異議の申立てを行うことができるものとする。

2 協会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験等運営委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立て人に通知しなければならない。

(登録の申請)

第8条 実施要綱第12条に定める登録の申請は、登録申請書に写真、登録手数料払込を証する書類を添付して、提出しなければならない。

(登録取消し及び一時停止の異議申立て)

第9条 実施要綱第13条第1項に規定する登録の取消し及び一時停止に対する異議の申立てについては、試験等運営委員会においてその審議を行うものとする。

### 第3章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

(更新講習の指定)

第10条 協会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の通知を行うものとする。

2 入院等止むを得ない事由により、更新講習を受講することができない責任技術者は、それらの事由を証する書類を添え、協会長に届け出なければならない。この場合、協会長は、別に更新講習を行うよう配慮するものとする。

(更新講習の受講申込み)

第11条 更新講習を受講しようとする責任技術者は、協会長に対し、協会長が定める期間内に、受講申込書に写真及び受講手数料払込を証する書類を添付して、提出しなければならない。

2 協会長は、受講申込書の提出を受けたときは、速やかに更新講習の受講申込者に受講票を送付するものとする。

(更新講習の実施方法)

第12条 更新講習の実施は、試験等運営委員会において、講習実施計画等を定めて行う。

2 更新講習は、「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」(日本下水道協会発行)又は本協会が作成するテキストを教材として用いるとともに、設計及び施工に関しては、演習や模型等を用いて具体的に行うものとする。

3 更新講習の講師は、下水道管理者に所属する職員から選任するものとする。ただし、必要に応じて民間の講師を活用することができる。

4 更新講習は、受講者の利便等を考慮し、必要な場合、本協会内を適宜分割して行うものとする。

(修了者名簿の取扱い)

第13条 実施要綱第18条に定める修了者名簿については、データベースを作成し、運用するものとする。

2 下水道管理者は、実施要綱第18条により修了者名簿の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

(受験及び受講手数料等)

第14条 試験の受験手数料及び更新講習の受講手数料(以下「手数料」という。)は、協会長が試験等運営委員会の議を経て定めるものとする。

(様式)

第15条 協会長は、実施要綱に規定する技術者証、実施要領に規定する受験申込書及び受験票等の様式については、試験又は更新講習の実施に先立ち決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 第10条、第11条第1項(受講手数料払込金受領証又はその写しを添付する部分は除く。)及び第3項並びに第12条から第14条の規定は、既に支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者に対して実施する更新講習に準用する。この場合において、第11条第1項中「各下水道管理者」とあるは「支部長」と読み替えるものとする。

3 この要領の施行の際、既に支部が実施した試験に合格し、試験日から2年を経過していない者が免状の交付申請を行ったときは、第4項の規定にかかわらず、廃止前の日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験実施要領第5条及び第6条の規定は、なお、その効力を有する。

(廃止)

4 日本下水道協会群馬県支部下水道排水設備工事責任技術者試験実施要領は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条、第11条第1項（受講手数料払込金受領証又はその写しを添付する部分は除く。）及び第3項並びに第12条から第14条の規定は、既に日本下水道協会群馬県支部又は下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者に対して実施する更新講習に準用する。この場合において、第11条第1項中「各下水道管理者」とあるは「協会長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年5月10日から施行する。